

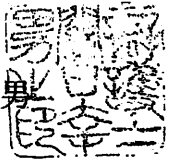
平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
 原告 藤永知子 外31名
 被告 埼玉県知事 外4名

証 拠 説 明 書

平成21年 1月14日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



| 号 証 | 標 目 | 作 成 年 月 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 |
|--------|--------------------------|-----------------|-------------|--|
| 乙第107号 | 新版地方財政法逐条解説 214頁～215頁 | 写し H12.11.10 | 石原信雄・二橋正弘共著 | 国から地方公共団体に対して交付する負担金及び補助金については、地方財政法第25条の適用がないことを示すもの |
| 乙第108号 | 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 | 写し H20.07.04 | 国土交通大臣 | 利根川水系及び荒川水系の供給の目標として利水安全度を1/10としたことを示すもの (乙第108号証については、平成20年6月11日に乙第105号で閣議決定前の案を提出したが、平成20年7月4日に閣議決定されたため、再提出するもの) |

(負担金等の使用)

- 第二十五条 国の負担金及び補助金並びに地方公共団体の負担金は、法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない。
- 2 地方公共団体が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、国は、当該地方公共団体に対し、その負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。
 - 3 地方公共団体の負担金について、国が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、当該地方公共団体は、国に対し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

〔制定改正の経過〕 23一〇九

〔参照条文〕 法一六一・八・三〇、令一六、適正化法一一・一七・三二

〔解説〕 一 本条は、国と地方公共団体相互間における負担金及び補助金の使用方法と、法令違反の使用に対する制裁についての規定である。

本条は、国から地方公共団体に対して交付する負担金及び補助金と地方公共団体が国に対して支出する負担金の二種類について規定している。前者についての規制は、昭和三十年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が制定されたことに伴い、本条と同法との適用関係が問題となるが、本条は国と地方公共団体相互の関係に重点を置き、適正化法は国の補助金等に係る予算の執行に重点を置いて規定しているものであって、その重点の置き方が異なるものと考えられる。しかし、適正化法の施行後は、同法が適用される国の負担金及び補助金については、同法が実体規定として適用されるので、国の負担金及び補助金に対する本条の規定は、適正化法の適用されない昭和二十九年

度分以前のものの以外については、適用の余地がない。したがって、現行法体系のもとにおける本条は、国と地方公共団体相互間における負担金及び補助金の使用方法等に関する一般原則規定としての意義を有するとともに、地方公共団体が国に対して支出する負担金の使用方法とその使用が違法である場合における制裁についての規定であると考えるべきである。

なお、第三十条の規定により、本条の規定が都道府県と市町村との間の関係について準用されているが、この場合については本条が完全に実体規定として作用することになる。

二 本条第一項は、地方公共団体の負担金は国において適法に使用すべき旨規定しているが、当該負担金が不当に使用されるべきではないことも、法第二条の規定の趣旨等から当然である。なお、国の負担金及び補助金については、一において述べたように主として適正化法の規定の適用を受けるものであるが、同法は第十一条において、「法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わねばならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用……(中略)……をしてはならない。」というきわめて厳格な要件を定めている。

三 第三項は、第一項の規定に違反した場合の制裁に関する規定であるが、当該制裁は「法令の定めるところ」に反した使用すなわち違法支出の場合に限り加えることができ、不当支出の場合を含まない。「法令の定めるところ」とは、法律、政令、省令等の定めをいうものであるが、それは直接負担金の使用方法について規定している法令のみならず、広く財政の運営に関する一般法令、例えば本法の規定をも含む趣旨と解すべきである。しかし、規制の形としては法令という形式が要求されるのであるから、前記の法形式に限られ、法令による明確な授權がある場合を除くほか、告示や通達により付された補助条件等を含まないのは当然である。

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

1. 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

利根川水系及び荒川水系に各種用水を依存している茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の諸地域において、平成27年度を用途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

この両水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約176立方メートルである。このうち、この両水系に水道用水を依存している諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約147立方メートルであるとともに、この両水系に工業用水を依存している諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約28立方メートルである。

また、利根川水系に農業用水を依存している栃木県の諸地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約0.3立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。

2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等

により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の 20 年に 2 番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約 169 立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約 197 立方メートルである。

また、農業用水の増加分である毎秒約 0.3 立方メートルを湯西川ダムにより供給する。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(利根川水系)

(1) 思川開発事業

事業目的 この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県及び千葉県の水道用水の確保を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 南摩川、黒川及び大芦川

南摩ダム 約 16,750 千立方メートル

新規利水容量 （有効貯水容量約 50,000 千立方メートル）

予定工期 昭和 44 年度から平成 27 年度まで

(2) ハッ場ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉

県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

なお、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 吾妻川

新規利水容量 約 86,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 90,000 千立方メートル)

予定工期 昭和 42 年度から平成 27 年度まで

(3) 霞ヶ浦導水事業

事業目的 この事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図り、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 利根川、霞ヶ浦及び那珂川

最大導水量 毎秒約 25 立方メートル

予定工期 昭和 51 年度から平成 27 年度まで

(4) 湯西川ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、栃木県田川地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、栃木県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 湯西川

新規利水容量 約 42,200 千立方メートル

(有効貯水容量約 72,000 千立方メートル)

予定工期 昭和 57 年度から平成 23 年度まで

(5) 北総中央用水土地改良事業

事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもって、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 利根川

最大導水量 毎秒約 2.3 立方メートル

予定工期 昭和 61 年度から平成 25 年度まで

(6) その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として倉淵ダム建設事業（事業主体：群馬県）及び増田川ダム建設事業（事業主体：群馬県）を行う。

(荒川水系)

(7) 滝沢ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、滝沢ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 中津川

新規利水容量 約 49,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 58,000 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 44 年度から平成 19 年度まで

この他、既に完成している次の施設の改築を行う。

(1) 武蔵水路改築事業

事業目的 この事業は、周辺の地盤沈下により低下した利根導水路建設事業に係る武蔵水路の機能を回復するため、同施設の改築を行うとともに、新たに水路周辺の内水排除機能の確保・強化及び荒川水系の水質改善を図るものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河 川 名 利根川及び荒川

最大導水量 都市用水毎秒約 35 立方メートル

(内水排除時毎秒 50 立方メートル)

予 定 工 期 平成 4 年度から平成 27 年度まで

(2) 印旛沼開発施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、印旛沼周辺の農地に対して必要な農業用水と千葉県の水道用水及び工業用水の供給を行う印旛沼開発施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河 川 名 印旛沼

利水のための
利用水深 約 1.0 メートル

予 定 工 期 平成 13 年度から平成 20 年度まで

(3) 群馬用水施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、赤城山南麓地域及び榛名山東麓地域の農地に対して必要な農業用水と群馬県の水道用水の供給を行う群馬用水施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 利根川

最大取水量 毎秒約 19.28 立方メートル

予定工期 平成 14 年度から平成 21 年度まで

上記の事業のほか、既に完成している両水系の水資源開発施設の機能診断を適時行い、更新・改築計画等を策定し、既存施設の改築等の適正な事業管理を行う。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この両水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利利用の安定性を確保するため、将来的な地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応及び事故等緊急時における対応も含め、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。
- (2) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整等について具体的な対策を講ずるものとする。併せて、異常渇水時や事故等の緊急時における対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立するものとする。
- (3) 既設ダム群の連携や運用の高度化、施設更新時等を捉えた必要な施設機能の追加等、既存施設の有効活用を適切かつ着実に推進するものとする。
- (4) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整

備に加え、上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(5) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

(6) この両水系に各種用水を依存している諸地域においては、一部の地域で過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生し、現状では沈静化傾向にあるものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水採取の規制とともに地下水水位の観測や調査等を引き続き行い、地下水が適切に保全・利用されるよう一層努力するものとする。

(7) この両水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。

① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。

② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。

③ 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。

④ 土地利用及び産業構造の変化に対応し既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。

(8) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の

高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

- (9) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。